

三大会決議

第一三条

地方長官、労働組合、解散ヲサカシムル時ハ地方裁判所ニ告訴スルコトヲ要ス。

第一四条

地方長官、労働組合ノ規約又ハ決議ガ法令ニ違反スルモノアリト認めタル時ハ警告ヲ発シ、若シ是レサレ場合ニハ之ヲ取消ス。変更ヲ地方裁判所ニ告訴スルコトヲ要ス。

第一五条

第八條ノ規定ニ違反スル者ハ之ノ業務員ハ行田以下ノ罰金ニ処ス。

附則

本法ハ昭和四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス。

本法施行ノ際現ニ存スル被備者団体ニテハ本法ノ適用ヲ受ケトスルモ、ハ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ第三條ノ手續ニ準ジ届出ヲナスコトヲ要ス。

以上

大正十二年法律第七十号

健康保險法中改正法律案

提案理由

健康保險法ハ幾多ノ欠點ヲ改正ノ必要アルコトヲ痛感スルモノナリ。就中、被保險者ノ範圍狭小ニ過ケルコト、被保險者ノ負担金ノ過重ナルコト、医療組織ノ不完全ナルコト等ノ爲メニ本法制定ノ目的ヲ達スルコト能ハサルノ現状ナリ。茲ニ健康保險本表ノ趣旨ヲ徹底セシムル爲メ九ノ改正案ヲ提出セントス。

健康保險法中改正法律案

一、第十三條ヲ尤、如ク改正ス。

工場法ノ適用ヲ受ケル工場又ハ鉱業法ノ適用ヲ受ケル事業場若シハ工場並ニ尤、倉庫ニ該当スル事業ニ使用セラレル者ハ